

○東京藝術大学大学院映像研究科運営委員会内規

〔平成20年2月28日〕  
制 定

改正 平成23年5月12日 平成25年10月24日  
平成27年3月26日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京藝術大学大学院映像研究科教授会規則第7条に基づき、大学院映像研究科運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院映像研究科の運営及び将来計画に関すること。
- (2) 予算配分事項及び概算要求事項に関すること。
- (3) 国際交流事業に関すること。
- (4) その他大学院映像研究科の運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 映画専攻、メディア映像専攻、アニメーション専攻の区分から選出された教員 各1名  
(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、議長の職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 可決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 委員長が特に必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、大学院映像研究科庶務係において処理する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年5月12日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。